

## 覚 書 (案)

大阪府（以下「甲」という。）と（買受け者●●）（以下「乙」という。）とは、平成●●年●●月●●日付けの土地境界確定協議書に示された土地境界に基づき、末尾記載の乙の所有地に越境する甲の構造物について、次のとおり覚書を締結する。

（越境する構造物）

第1条 甲乙は、別紙に示す斜線部（赤色部分）において、甲が所有・管理する擁壁の一部が乙の所有地に越境していることを確認した。

（撤去及び原状復旧）

第2条 甲は、甲の判断において擁壁の撤去・新設を行う際、自己の責任と費用負担により、前条で確認した部分を撤去するものとする。

2 甲は、前項の撤去・新設に際し、乙の所有物を撤去・破損した場合、自己の責任と費用負担により原状復旧するものとする。

3 甲は、前2項に基づく撤去・新設及び原状復旧工事（以下「撤去工事等」という。）に際し、乙に対して工事内容の具体的な説明を行い協議するものとする。また、甲は撤去工事等にかかる迷惑を最小限に止めるよう努めるものとし、乙は将来において甲の撤去工事等を妨げることがないように、配慮・協力するものとする。

（覚書の承継）

第3条 甲乙は、当該土地の所有権を移転したときは、所有権移転を受けた者に対し、この覚書を承継するものとする。

（疑義等の決定）

第4条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大 阪 府  
代表者 大阪府知事 松井 一郎 ⑩

乙 （買受け者●●）  
住所  
氏名 ⑩

## 土 地 の 表 示

甲の土地	大阪府八尾市久宝寺二丁目77番3
乙の土地	大阪府八尾市久宝寺二丁目77番2